



ひとり親家庭の方へ



# 個別家計相談会

家計はこのままでいいのかな？  
ゆっくり考える時間がないなあ…



子どもの教育費はしっかり貯めたい！  
どうしたらいいかな？

## 対象者

町内に住所があり、東浦町遺児手当や児童扶養手当の認定を受けている方、または同様の状況にあると認められる方が対象です。  
ご離婚を検討されている方は、問い合わせ先にご相談ください。

## 開催日時

令和7年10月3日（金）、4日（土）、19日（日）、23日（木）、27日（月）  
午前9時～午後4時  
（相談時間：1人50分）



## 相談の流れ



- ① 申込書に必要事項を記入し、子育て支援課の窓口にご提出ください。
- ② 相談日時を決定し、郵送で通知します。
- ③ ライフプランシートと個別相談シートをご記入し、事前に子育て支援課までご提出ください。
- ④ 当日は子育て支援課窓口までお越しください。シートに沿って、ファイナンシャルプランナーがお悩みのご相談にのります（子育て支援課職員も同席します）。

問い合わせ／東浦町役場 子育て支援課 TEL 0562-83-3111（内線 140）